

NEWS RELEASE

平成29年3月3日

お客様へ

株式会社 栃木銀行
取締役頭取 黒本 淳之介

特殊詐欺被害防止の取組について

株式会社栃木銀行(取締役頭取 黒本 淳之介)は、全国的に多発する特殊詐欺被害防止の取組として、一部のお客さまについてキャッシュカードによるATMでの振込取引制限を実施致します。また、ATMの振込操作画面に特殊詐欺の注意喚起メッセージを表示し被害の防止を図ります。

当行は、今後もお客さまの大切な資産をお守りするため、金融犯罪被害の発生防止に積極的に取組んでまいります。

記

1. キャッシュカードによる振込の利用制限について

特殊詐欺につきましては、ATMの操作に不慣れな高齢の方を還付金を名目にATMに誘導し、預金を振り込ませる詐欺被害が急増しております。

こうした状況下、お客さまの大切な預金をお守りすることを目的として、一部のお客さまについて下記のとおりATMでのキャッシュカードによる振込取引を制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

(1) 対象となるお客さま

以下の①、②の条件を両方とも満たすお客さまを対象とさせていただきます。

①70歳以上の方

②過去1年以内に当行ATMでキャッシュカードを使用した振込を行っていない方

(2) 内容

対象となるお客さまは、キャッシュカードによるATMでの振込ができなくなります。

(3) 制限開始日

平成29年4月3日(月)

2. ATM振込画面での注意喚起について

ATMで振込みをする場合の操作画面に特殊詐欺に対する注意メッセージを表示し、同時に音声にて注意を喚起します。